

『人ひとり亡くなるって、大変なことなんですね』

大切な家族が亡くなった場合、何をすればいいでしょうか。まずご親族への連絡や葬儀の手配をしますね。葬儀が無事終わり、死亡届も役所に提出しました。さて次はどうしましょう…。保険金の請求、銀行への連絡、不動産をお持ちの方は名義変更…。悲しんでいるひまもないほど、やらなければならないことがたくさん待っています。財産を多くお持ちの方は、それだけ手続きが増える場合もありますが、基本的な部分は大差ありません。そして、相続業務のお手伝いをしていると、必ずと言っていいほどお客様がおっしゃる言葉があります。

『人ひとり亡くなるって、大変なことなんですね』

請求手続・名義変更が必要な主なもの

預金関係

亡くなったという情報により、口座は凍結されます。お金を引き出して使うためには凍結の解除が必要です。

不動産関係（土地・建物）

所有不動産を譲渡する際には名義変更をしておく必要があります。
また借家等の場合には家主に対して相続があったことの連絡をします。



有価証券関係

上場株式や投信信託などをお持ちの場合は、証券会社等に名義変更の手続を行います。
非上場株式の場合は会社に対して名義変更の手続を行います。

保険関係（生命保険・損害保険）

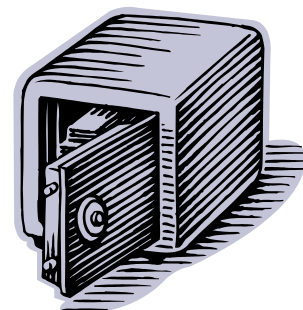
死亡保険金や入院保険金等の請求手続を行います。
また保険金受取人が先に死亡した場合には、保険金受取人の変更手続を行います。

自動車

陸運局で名義変更手続をします。

借入金

相続ではマイナスの財産も引き継ぐことになるので手続が必要です。



その他

葬祭料の請求、遺族年金の請求、電気・ガス・水道・電話・NHK等の解約・名義変更、健康保険証・運転免許証・パスポートの返却、ゴルフ会員権の名義変更、各種会員の解約手続、その他さまざまな手続が必要になることがあります。

また、これらの手続を行う上で提出を求められる書類はだいたい一緒に、主に戸籍謄本・住民票・印鑑証明書が必要となります。めったに目にしない書類もありますが、次回よりこれらの必要書類の請求の仕方、そして亡くなった場合の主だった手続を具体的に見ていきます。

どうしてもよいか迷ったら・・・資産税事業部までお気軽にどうぞ。 無料相談承り中です！